

令和6年度第2回栃木地方労働審議会資料 「2024年度の栃木労働行政の実績」

「栃木労働局の重点施策に関する実績等について」

令和7年3月13日

栃 木 労 働 局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2024栃木の労働行政【重点事項】

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進等

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- ◆最低賃金制度の適切な運営 ◆監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

2 リ・スキリング、人材確保等の支援の推進

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

- ◆労働者個々人の学び・学び直しの支援 ◆在職時のキャリア形成支援

(2) 栃木県内企業等に対する人材確保の支援

- ◆人手不足分野等に対する人材確保の支援

3 魅力ある職場づくり

(1) 安全で健康に安心して働くことができる環境づくり

- ◆長時間労働の抑制 ◆労働者の安全の確保 ◆労働者の健康の確保
- ◆総合的なハラスメント防止対策の推進

(2) 多様な働き方の推進

- ◆多様な働き方がしやすい環境整備促進

4 多様な人材の活躍

(1) 女性活躍促進、男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援

- ◆女性活躍促進 ◆男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援への取組推進
- ◆マザーズコーナーをはじめとしたハローワークにおける就職支援の強化

(2) 多様な人材の就労・社会参加の促進

- ◆障害者の就労促進 ◆高齢者の就労・社会参加の促進 ◆外国人に対する雇用管理・労働条件確保

(3) フリーランスの就業環境整備

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進等

生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組みます。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木県内の各種指標に見る現状①

最低賃金・賃金等に係る指標

<地域別最低賃金>

	栃木県 最低賃金	引上額 (引上率)	全国加重 平均額
2024年度	1,004円	50円(5.25%)	1,055円
2023年度	954円	41円(4.49%)	1,004円
2022年度	913円	31円(3.51%)	961円
2021年度	882円	28円(3.28%)	930円
2020年度	854円	1円(0.12%)	902円

※最低賃金額は各年度の改正額

ランク	都道府県	引上目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

※令和6年度地域別最低賃金額
定の目安に関する公益委員見解

<2023年平均の現金給与総額及び賃金指数>

- 常用労働者1人平均月間現金給与総額
栃木県 315,149円 全国 329,778円
- 名目賃金指数(2020年平均指数=100)
栃木県 104.1(前年比 ▲1.7%) 全国 103.5(前年比 +1.2%)
- 実質賃金指数(2020年平均指数=100)
栃木県 98.2(前年比 ▲5.2%) 全国 97.1(前年比 ▲2.5%)
- ※厚生労働省及び栃木県県の公表する毎月勤労統計調査結果を元に公表しているもの
- 実質賃金国際比較(1991年を100とした時の2020年の指数)
アメリカ 146.7 イギリス 144.4 ドイツ 133.7
フランス 129.6 日本 103.1

<2024年春闘妥結状況>(連合栃木第5回回答集計 企業規模別)

	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上 げ額	前年度からの賃金 上昇率
300人未満	52組合 5,065人	10,027円	3.94%
300人以上	92組合 44,053人	16,680円	5.34%

<2024年春季労使交渉状況>(栃木県経営者協会集計 規模別)

	社数	妥結額平均	妥結アップ率
100人未満	6社	10,003円	3.52%
100人～ 299人	10社	10,015円	3.41%
300人以上	4社	9,557円	3.39%

◆最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

2024年度の実績

○構造的な賃上げへの取組に向けた支援策の周知等

- ・ 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げる支援措置である「業務改善助成金」及び非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合の「キャリアアップ助成金」等の利用促進のため、最低賃金の改正とともに周知。
- ・ 栃木県における令和6年度補正予算で成立した「とちぎ賃上げ・業務改善奨励金」について、栃木県と連携の上、当局においても周知・広報を実施。
- ・ 2024年3月7日に開催したとちぎ公労使共同会議において、「構造的な賃上げ支援について」をテーマとして、国等の支援策や課題等含め意見交換し、2024年度は「継続的な賃金引上げ取組等」を課題とし、2025年3月7日にとちぎ公労使共同会議を開催。
- ・ 栃木働き方改革推進支援センターを通じて、賃金（事業場内最低賃金）引上げや生産性向上等に取り組み、中小企業、小規模事業者等に対し窓口相談や個別訪問支援、セミナーを実施。

＜栃木働き方改革推進支援センターの活動実績＞ 1月末現在

相談窓口	企業への 個別訪問支援	セミナー
546件	502件	53件

＜業務改善助成金交付申請状況＞

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
交付申請件数	233件	321件

◆最低賃金制度の適切な運営

2024年度の実績

地域別最低賃金（栃木県最低賃金）については、栃木地方最低賃金審議会より8月5日に現行954円を50円引き上げ時間額1,004円の答申を受け、10月1日改正発効。

改定栃木県最低賃金額の周知のため、8月30日、監督署、ハローワークにおける窓口、集団指導、監督指導、説明会等において、リーフレット等を活用し周知を指示するとともに、県、市町、関係団体に対し広報誌掲載を依頼。また、9月20日、本省作成ポスター、リーフレット、パンフレット及び労働局独自のリーフレットについて、県、市町、関係団体、労使団体、教育機関（高校・短大・大学・専門学校等）、金融機関、交通機関等に周知、掲示等の協力を要請。

さらに、改正発効日の10月1日には、J R宇都宮駅西口において、連合栃木・栃木県経営者協会と連携し、栃木県で初となる三者合同の街頭広報を実施した。

地域別最低賃金 ※一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

効力発生日 2024年10月1日 栃木県最低賃金 1,004円

特定最低賃金 ※一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

効力発生日 2024年12月31日

塗料製造業	1,109円	自動車・同附属品製造業	1,064円
はん用機械器具等製造業	1,055円	計量器等製造業	1,056円
電子部品等製造業	1,056円		

各種商品小売業 2024年の改正はありません

※2024年10月1日以降は、栃木県最低賃金1,004円が適用。

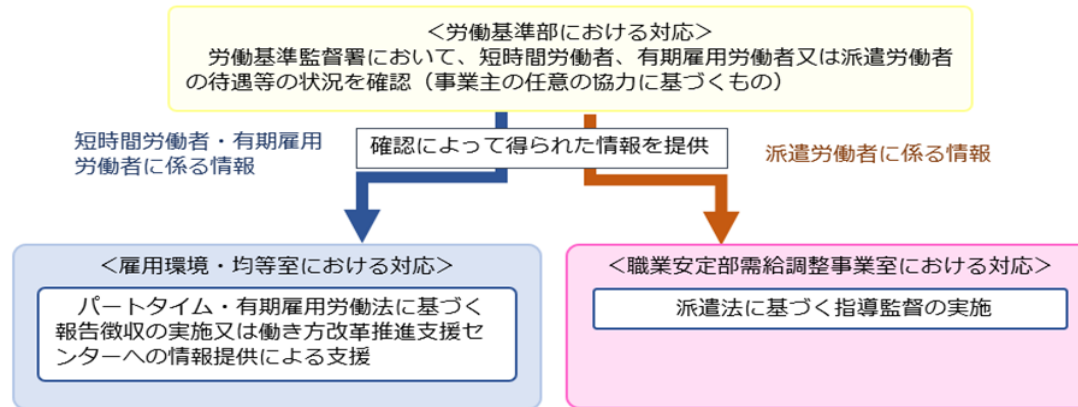
◆ 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

2024年度の実績

○ 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守徹底への取組

各労働基準監督署が定期監督等を実施した際に回収した「同一労働同一賃金チェックリスト（パートタイム・有期雇用労働法）」に基づき、各企業におけるパートタイム・有期雇用労働者に対する同一労働同一賃金への対応状況等を確認し、必要な助言を実施。派遣労働者については、各労働基準監督署と職業安定部需給調整事業室の連携により、派遣法に基づく同様の取組を実施。

<取組の流れ>



<報告徴収件数>（2025年1月末現在）

	2024年1月末	2025年1月末
パート・有期雇用労働法 報告徴収件数	143件	252件

○ 栃木働き方改革推進支援センターを通じて、ワンストップ窓口相談や個別訪問、セミナーの実施等、きめ細やかな支援を実施。

2

2 リ・スキリング、人材確保等の支援の推進

DXの進展など、産業構造の変化の加速化が見込まれる中、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めて、学び・学び直しを行う求職者、労働者を増やしていくこと、生産年齢人口が減少する中、特に中小企業においては人手不足感が深刻化しており、人材確保の支援の取組を進めていくことが重要であるため、各種取組を行います。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木県内の各種指標に見る現状②

雇用関係指標及び職業訓練・職業能力開発に関する指標

【栃木県の求人の動向】

ハローワークに提出された求人数（新規学卒・パートを除く）
（単位：人）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
D.建設業	18,019	17,172	15,903
E.製造業	18,274	20,157	17,521
G.情報通信業	1,228	1,111	911
H.運輸・郵便業	6,462	6,492	6,178
I .卸売・小売業	9,302	9,111	8,636
L.学術研究、専門・技 術サービス業	2,843	2,853	2,704
M.宿泊・飲食業	2,758	4,093	5,140
N.生活関連サービ ス・娯楽業	3,967	4,194	4,187
O.教育・学習支援業	1,285	1,469	1,551
P.医療・福祉	21,340	22,172	22,803
R.サービス業（他に 分類されないもの）	10,259	11,190	10,040
その他	4,322	4,512	4,410
計	100,059	104,526	99,984

【公的職業訓練の実施状況】

	2022年度	2023年度
コース数（コース）	224	220
定員（人）	2,863	2,734
受講者数（人）	2,224	2,164
うちデジタル分野(注) コース数 定 員 受講者数	43 707 602	53 749 647

※ 該当年度中に開講したコースで集計。

(注) 経済産業省において策定された「DX推進スキル標準（DSS）」に合わせた。

労働者個々人の学び・学び直しの支援①

2024年度の実績

労働者の主体的な学び・学び直しのための教育訓練給付制度

○2024年10月より、専門実践教育訓練給付制度および特定一般教育訓練給付制度に賃金上昇や資格等取得が就職に資する場合に追加で給付が受けられる制度が施行となったことについて、ホームページおよびハローワークの窓口での周知を行い、労働者の個々人の学び・学び直しを促進。

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす皆さまへ

令和6年10月から 専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したリ・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職[※]した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす皆さまへ

令和6年10月から 特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したリ・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職[※]した場合、
教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

県内ハローワークにおける教育訓練給付の申請件数

	2023年度 (1月末)	2024年度 (1月末)
専門実践 教育訓練給付金	309件	287件
一般／特定一般 教育訓練給付金	1,035件	860件

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

労働者個々人の学び・学び直しの支援②

2024年度の実績

公的職業訓練を通じたデジタル人材の育成と再就職支援の推進

○デジタル分野の訓練受講希望者に対する訓練説明会への参加の促進、訓練修了者歓迎求人の確保、訓練受講修了前に職場見学会付き面接会を開催するなど、訓練受講前から訓練終了後においても担当者制によるきめ細かな再就職支援を実施するとともにデジタル人材を求める企業等への訓練修了者の早期再就職を支援。



○訓練説明会開催状況

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
参加訓練施設 (施設)	72	82
対象コース数 (コース)	92	102
参加者 (人)	777	771

※開催場所 (宇都宮市、大田原市、小山市、足利市)

○離職者向け職業訓練 (デジタル分野) の実施状況

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
コース数 (コース)	35	37
定員 (人)	605	606
受講者数 (人)	543	505
定員充足率 (%)	89.8	83.3

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

在職時のキャリア形成支援

2024年度の実績

在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

○労働市場情報・教育訓練等に関する情報を活用し、在職時からのキャリアアップに関する継続的な相談支援を実施。

○ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援の実施。

助成金を活用した企業における人材育成の推進

○人材開発や労働者のキャリアアップなど社員のリ・スキリングに取り組む企業への支援を進めた。

特にデジタルなどの成長分野については、社員が高度デジタル技術や新たな事業展開に必要な知識習得のための支援として、人材開発支援助成金（人への投資促進コース／高度デジタル人材訓練・情報技術分野認定実習併用職業訓練）（事業展開リスキリング支援コース）等について、労働局が主催する事業主向けセミナーやハローワークによる事業所訪問等、あらゆる機会を活用して事業主に制度説明を実施し、利用促進を図った。

①活用勧奨に伴う事業所訪問件数

2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
503件	521件

②2024年度受理件数（1月末現在）

○人への投資促進コース

実施計画届	支給決定
75件	14件

○事業展開リスキリング支援コース

実施計画届	支給決定
113件	38件

○ジョブカード作成件数（12月末現在）

目標数	実績	進捗率
4,500件	3,521件	78.2%

○令和6年11月に宇都宮市、栃木市、那須塩原市の県内3か所で実施した「雇用管理改善セミナー」において、人材開発支援助成金等の制度説明を実施。（計173社参加）

【雇用管理改善セミナーの様子】



(2) 栃木県内企業等に対する人材確保の支援

人手不足分野等に対する人材確保の支援

2024年度の実績

人材確保コーナー等における人材確保支援

○人材不足分野（医療・介護・保育・建設・警備・運輸）に対する能動的なマッチングを推進するため、事業所見学会やミニ面接会等を積極的に実施。

○労働局においては、県や関係団体等との連携による人材確保支援（「栃木労働局人材確保対策推進協議会」、各ハローワークにおける求人充足支援の強化に向けた内部研修、求人者対象セミナー等）を実施。

○ハローワーク宇都宮の「人材マッチングコーナー」においては、人材不足分野に特化した支援（担当者制による個別支援、分野ごとのセミナー等）を実施。

【人材不足分野の就職件数】

2023年度 (1月末現在)	2024年度 (8月末現在)
4,456件	4,228件

○各ハローワークにおいて介護の日（11月11日）の前後に「介護就職デイ」と称した介護分野の就職面接会等を実施。



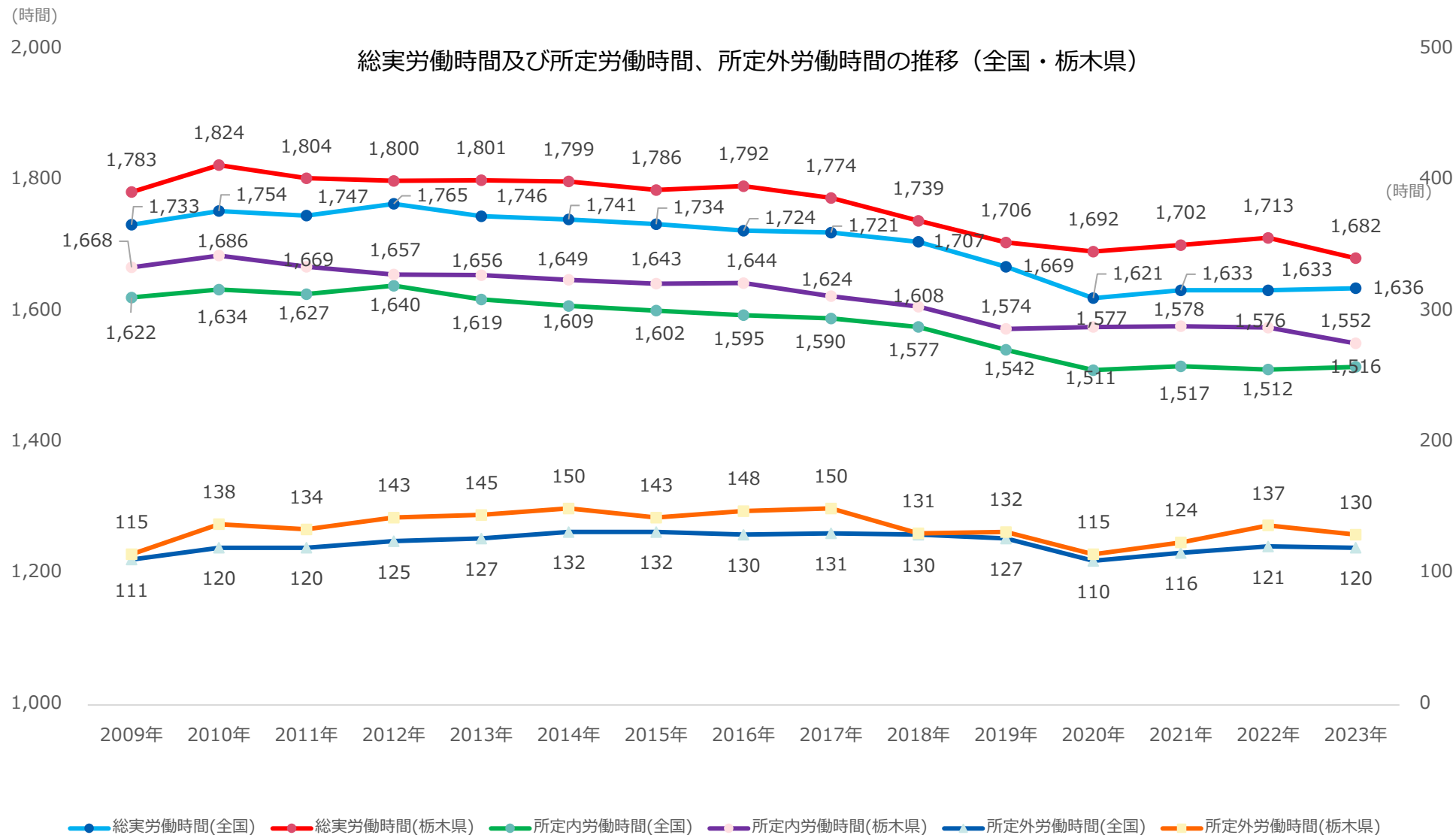
介護の就職面接会の様子

3 魅力ある職場づくり

人材確保の観点からも、誰もが安心して働くことのできる職場環境の実現、個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択できる環境整備に取り組んでいます。

栃木県内の各種指標に見る現状③

労働時間に係る指標



栃木県内の各種指標に見る現状④

指標長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果

<監督指導結果のポイント>

- (1) 監督指導の実施事業場：399 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの：180事業（45.1%）

・うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：115事業（63.9%）

・うち、月100時間を超えるもの：75事業（41.7%）

・うち、月150時間を超えるもの：24事業場（13.3%）

・うち、月200時間を超えるもの：0事業場（0%）
- ② 賃金不払残業があったもの：39事業場（9.8%）
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：90事業場（22.6%）
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：259事業場（64.9%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：56事業場（14.0%）

<監督指導実施事業場数>

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計 (注1)	399	323	180	39	90
	(100%)	(81.0%)	(45.1%)	(9.8%)	(22.6%)
主な業種	商業	56	26	5	15
		(14.0%)			
	製造業	107	40	8	16
		(26.8%)			
	保健衛生業	23	12	3	5
		(5.8%)			
	接客娯楽業	75	43	9	36
		(18.8%)			
	建設業	16	7	3	2
		(4.0%)			
	運輸交通業	63	37	7	11
		(15.8%)			
	その他の事業	22	27	2	2
		(5.5%)			

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

◆長時間労働の抑制

2024年度の実績

長時間労働の抑制

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、監督指導。

	2022年度	2023年度
監督件数	559件	399件

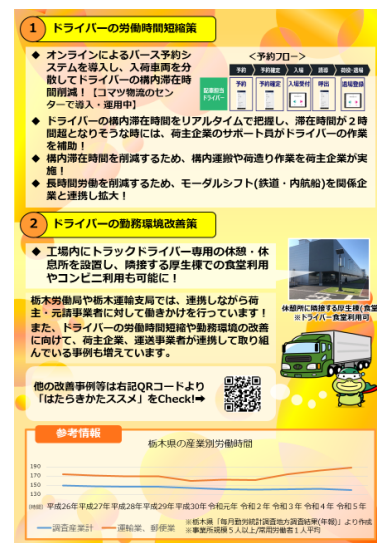
- 各労働基準監督署に設置した労働時間相談・支援班による中小企業を中心とする改正労働基準法等の周知及び支援。

	2022年度	2023年度
実施件数	658件	724件

※公表は、年度単位の数値のみ

取組事項

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し監督指導を実施。
- 11月の過労死等防止啓発月間に、「過重労働解消キャンペーン」を実施。
 - ① 労働組合、使用者団体に対する協力要請（10月）
 - ② 労働局長によるベストプラクティス企業訪問（11月）
 - ③ 重点監督の実施
 - ④ 過重労働相談受付集中週間（11月1日（金）から11月7日（木））（11月3日・4日を除く）
特別労働相談受付日（11月2日（土））
 - ⑤ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月22日（金）小山商工会議所）。
 - ⑥ 過重労働解消のためのセミナー（無料、10～1月を中心に、全国で会場又はオンライン開催により実施。） <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou/>



栃木県内の各種指標に見る現状⑤

労働災害に係る指標

8つの重点対策

POINT
01

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

POINT
02

労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する
労働災害防止対策の推進

POINT
03

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

POINT
04

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

POINT
05

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

POINT
06

業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

POINT
07

労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

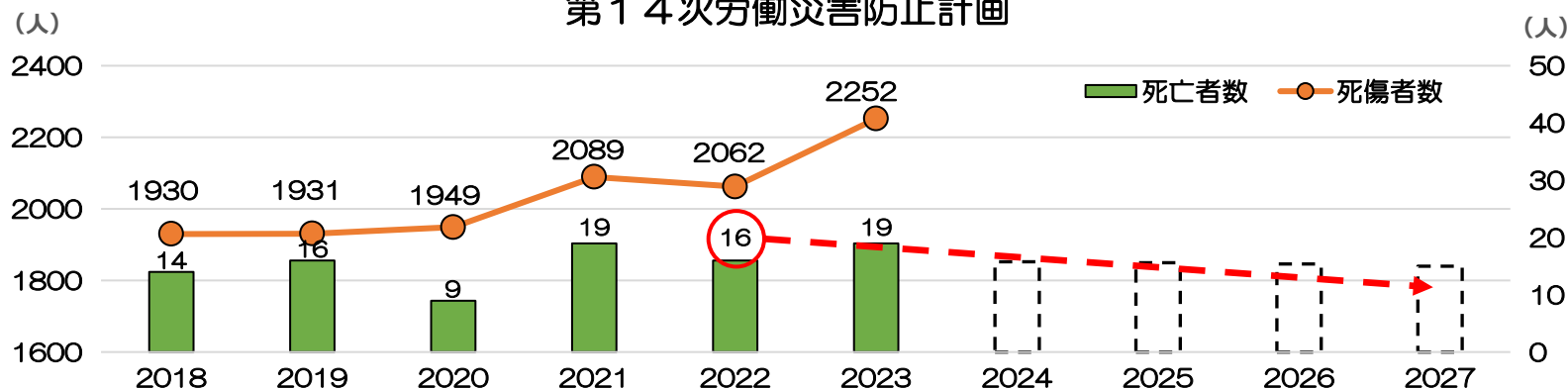
POINT
08

化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害 5%以上減少

死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止計画



(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

◆労働者の安全の確保①

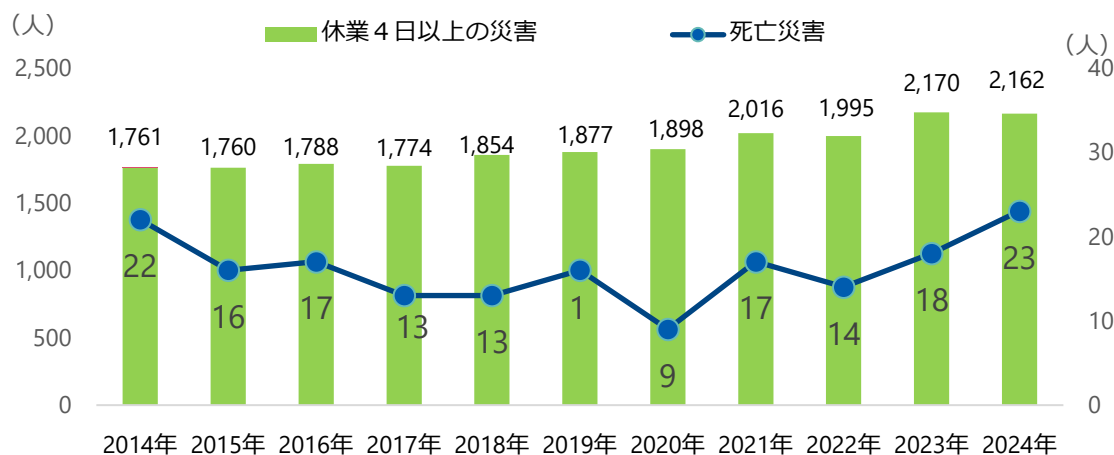
2024年度の実績

○全産業の労働災害発生状況

<第14次労働災害防止計画>

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる（15人以下）。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる（2,061人以下）。
- ・2023年は、死亡者数19人（前年同期比3人・18.8%増）、死傷者数2,252人（前年同期比190人・9.2%増）と共に大幅な増加となり、3年連続で死傷者数が2,000人超えとなった。
- ・2024年は、1月末現在、死亡者数23人（前年同期比5人・28%増）、死傷者数2,162人（前年同期比8人・0.4%減）（グラフ参照）

1月末時点における労働災害の発生状況の推移

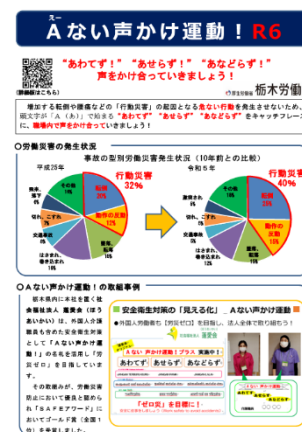


資料出所：栃木労働局業務資料

(新型コロナウイルス感染症患者数を除く)

○死亡災害の撲滅及び死傷災害の減少に向けた取組

- ・『**ころばNice(ないっす)とちぎ**』転倒予防体操※1（栃木局独自）の周知啓発
- ・「**Aない声かけ運動！ R 6**※2」（栃木局独自）の周知啓発
- ・労働災害の多発が懸念される年末年始の「年末年始無災害運動」の展開など、時機に応じたパトロール、災防団体等への要請等



- ※1「ころばNice（ないっす）とちぎ」転倒予防体操とは、転倒災害の主な原因となっている「体力・筋力の衰え」を防ぐため、栃木県理学療法士会監修のもと作成した体操。
- ※2「Aない声かけ運動！」とは、危険な行動を発生させないため、頭文字が「A（あ）」で始まる「あわてず」「あせらず」「あなどらず」を声かけすることにより、労働災害を防止するもの。

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

◆労働者の安全の確保②

2024年度の実績

○産業に着目した労働災害防止対策

- ・小売業及び介護施設における自主的取組を促進するための「+Safe協議会」の運営（第三次産業対策）
- ・6月19日第1回栃木県小売業・介護施設+Safe協議会を実施した。（参加者22名）
- ・11月21日第2回栃木県小売業・介護施設+Safe協議会を実施した。（参加者19名）

○事故の型及び労働者に着目した労働災害防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く労働災害の約3分の1を占める転倒災害を防止するため、『ころばNice(ないっす)とちぎ』転倒予防体操の周知啓発を実施
- ・労働災害の半数を占める50歳以上の高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりの指導・周知を実施（高年齢労働者対策）
- ・『ころばNice(ないっす)とちぎ』リーフレットを作成配布（2.3万部）
- ・『ころばNice(ないっす)とちぎ』をYouTube動画配信（再生回数6000回以上）
- ・『ころばNice(ないっす)とちぎ』パワーポイントスライドを作成しハローワーク全所に来客者向けに放映
- ・転倒災害防止の徹底について、事業者団体（経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会）に協力要請（全国安全週間期間）

○産業に着目した労働災害防止対策

- ・小売業及び介護施設の労働災害防止に意欲的に取り組む企業を構成員とする「+Safe協議会」で、『ころばNice(ないっす)とちぎ』の一環として、腰痛予防の運動指導を行うセミナーを開催
- ・転倒災害が特に多い小売業及び介護施設に特化した「ころばNice(ないっす)シート」による転倒危険箇所の見える化の実施
- ・全産業を対象に「Aない声かけシート」の周知

○事故の型及び労働者に着目した労働災害防止対策

- ・転倒予防対策として、『ころばNice(ないっす)とちぎ』転倒予防体操の周知啓発
- ・腰痛予防対策として、腰痛予防体操の動作を載せたリーフレット及び腰痛予防体操の動画の作成
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン及びエイジフレンドリー補助金制度の周知



(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

◆労働者の健康の確保

2024年度の実績

○メンタルヘルス対策については、ストレスチェック制度等の周知を行い、メンタルヘルス教育等については栃木産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）による支援事業の利用勧奨を行った。また、労働者50人未満の小規模事業場については、健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に係る産保センターによる支援事業の利用勧奨を行った。

○化学物質健康障害防止対策については、各労働基準監督署で管内の事業場に対する説明会の実施や監督指導等を行うとともに、労働局では産保センターと共催でオンライン形式によるセミナーを3回シリーズで行うとともに、栃木県と連携して最も化学物質に起因する労働災害が発生している業種である食料品製造業を対象とした説明会も開催した。

○石綿ばく露防止対策（建築物等解体工事の施工業者及び発注機関に対する改正石綿障害防止規則の周知指導）については、県内の関係事業場1,080社に対する自主点検の実施及び県内全労働基準監督署において、本年6月及び11月に栃木県と合同で石綿パトロールを実施した。（石綿パトロール実施件数について 6月34件 11月37件 計71件）

○熱中症対策（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（5月～9月）」の展開及び「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表（5月31日労働局長定例記者会見）

化学物質を使用する事業場の皆様へ

参加費無料・定員300名

オンラインセミナー（Zoom）

職場における化学物質管理について

職場における新たな化学物質規制が導入されましたが、自律的な管理が今後の規制の基礎となります。本セミナーでは、新たな化学物質規制に対応できるように、化学物質取り扱い事業者が取り組まなければならない主な内容について詳しく解説します。

日程	全3回シリーズとなりますが、希望する回のみ参加も可能です
1回目	令和6年11月20日（水）14:00～16:00 講演テーマ「法令改正に伴う化学物質の危険有害性情報について～GHS、SDS等～」
2回目	令和6年12月11日（水）14:00～16:00 講演テーマ「法令改正に伴う化学物質のリスクの見積もり方法について～クリエイトシンプル・確認測定等～」
3回目	令和7年1月30日（木）14:00～16:00 講演テーマ「法令改正に伴う化学物質のリスク低減措置について～主に保護具の活用～」
講師	栃木産業保健総合支援センター 宮田昌浩 相談員 〔東京理科大学 環境安全センター〕 〔労働衛生コンサルタント〕 〔日測協認定オキュペイショナルハイジニスト（IOHA認定）〕
概要	どなたでも参加いただけます
開催方法	Zoomによるオンライン形式（参加メールは栃木産業保健総合支援センターから送付します）
内容	1 主催者あいさつ（栃木労働局） 2 栃木労働局担当官による説明 3 講師による講演
申込方法	事前予約制、応募先着順で、定員（300名）に達し次第応募締め切りとなります 各回につきまして、開催日前日の午後1時まで（それぞれ以下の申込先URLにて）お申込みください
1回目 申込先URL	https://www.tochigis.johas.go.jp/saltest/seminar/2024/09/04/002711.html
2回目 申込先URL	https://www.tochigis.johas.go.jp/saltest/seminar/2024/09/04/002718.html
3回目 申込先URL	https://www.tochigis.johas.go.jp/saltest/seminar/2024/09/04/002719.html
申込先	申込先は、栃木産業保健総合支援センターのホームページ内にあります
全3回に参加または2回のみ参加される方へ	お申込みがない回は招待メールを送信しないため、必ず参加する全ての回にそれぞれお申込みください

【共催】
厚生労働省 栃木労働局
独立行政法人労働者健康安全保障機構 栃木産業保健総合支援センター Johas
（お問合せ）栃木産業保健総合支援センター TEL 028-643-0685 E-mail info@tochigis.johas.go.jp



食料品製造業及び飲食店の皆様へ

参加費無料・定員60名

職場における化学物質管理に関する説明会

労働者が洗剤・洗浄剤等を使用している最中に発生した労働災害が全国的に多発しています。洗剤・洗浄剤等の化学物質に関する危険有害性について御理解いただくことが重要となります。

日時	事前予約制、応募先着順で、定員（60名）に達し次第応募締め切りとなります 令和7年2月6日（木）14:00開始（15:30頃終了予定）
場所	どなたでも御参加いただけます とちぎ男女共同参画センター（パルティ）研修室301 〔宇都宮市野沢町4-1〕
内容	1 主催者あいさつ 2 説明 (1) 洗剤・洗浄剤等を使用した際の労働災害及び災害防止対策等について 説明者：栃木労働局労働基準部健康安全課 地方労働衛生専門官 (2) PRTR制度の概要等について 説明者：栃木県環境森林部環境保全課 技師 前田 涼也 氏
申込方法	2月3日（月）までにお願いします 栃木労働局ホームページ（裏面の操作ガイド参照）又は 右のQRコードより専用お申込みフォームへアクセスして お申し込みください 出席人数は、1事業場につき2名以内でお願いします

【主催】厚生労働省 栃木労働局
お問合せは、栃木労働局労働基準部健康安全課にお願いします
〒320-0845 宇都宮市明保町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 TEL 028-634-9117

労働局長が建設現場のパトロールを実施、熱中症対策等の労働災害防止対策の徹底による先を見据えた計画的な安全対策を進め、全工事期間の無災害での竣工を要請（写真右が労働局長、左が作業所長）

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

◆ 総合的なハラスメント対策の推進

2024年度の実績

○ 様々なハラスメントの一元的相談対応

(※) 不利益取扱いを含む

	2023年度 (1月末)	2024年度 (1月末)
パワーハラスメント	388件	780件
妊娠・出産、育児休業等ハラスメント (※)	165件	157件
セクシュアルハラスメント	120件	130件

○ ハラスメントに係る是正指導(報告徴収)

	2023年度 (1月末)	2024年度 (1月末)
パワーハラスメント	53件	60件
妊娠・出産、育児休業等ハラスメント (※)	50件	59件
セクシュアルハラスメント	52件	59件

○ ハラスメントをめぐる紛争の早期解決(労働局長の援助・調停)

	2023年度 (1月末)	2024年度 (1月末)
パワーハラスメント	1件	11件
妊娠・出産、育児休業等ハラスメント (※)	1件	3件
セクシュアルハラスメント	5件	1件

○ カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用し、企業に対し、カスタマーハラスメント対策の取組を促進。

○ 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止措置に基づく「望ましい取組」の周知を図り、厚生労働省ウェブサイト「あかるい職場応援団」の活用を促進。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

カスタマーハラスメント 厚生労働省
対策リーフレット



就活ハラスメント 厚生労働省
対策リーフレット



4 多様な人材の活躍

多様な人材の就労や社会参加を促進していくため、仕事と育児・介護の両立支援に加えて、障害者、高齢者、外国人労働者の方々が安心して働き、その能力を十分に発揮する環境を確保するための支援体制の整備を推進します。

(1) 女性活躍促進、男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援

◆女性活躍推進

2024年度の実績

女性活躍推進のための企業の取組支援

- 日光市で開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機とした女性活躍推進への機運の高まりにあわせ、「えるぼし・プラチナえるぼし認定」の取得に向けた働きかけを実施。
- 矢田内閣総理大臣補佐官を交えた「女性に選ばれる地域づくりに向けた車座対話」を実施し、県や県内企業・団体の代表者、女性管理職と男女間の賃金格差の解消につながる女性活躍推進に向けた取組等について意見を交わした(2024年9月19日)。
- 行動計画策定指導に併せ、認定基準等を周知するなど認定の取得を勧奨。
- えるぼし認定企業状況(2025年1月末現在)

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)	前年度比
えるぼし	22社	24社	+2社
1段階目	0社	0社	+0社
2段階目	9社	9社	+0社
3段階目	13社	14社	+2社

* 認定制度



※認定マークは、商品や求人広告等に付けることができます。

※えるぼし認定は、評価基準(「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」)を満たす項目数に応じて3段階の認定になる。

女性活躍推進法の履行確保

- 労働者数301人以上の事業主に対する「男女の賃金差異」に係る情報公表の履行確保
 - ・男女の賃金差異に係る公表率 100% (159社/159社)
- 男女の賃金差異の要因分析を促すため、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を同時に実施。



女性に選ばれる地域づくりに向けた車座対話



「くるみん」「えるぼし」合同認定通知書交付式

(1) 女性活躍促進、男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援

◆男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援への取組推進

2024年度の実績

男性育児休業取得促進

○栃木県内における男性の育児休業取得率は38.5%（全国30.1%）と近年上昇しているが、政府目標の50%には及ばない。また、「共働き・共育て」を定着させるための第一歩が男性育休の取得促進とされていることから、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、個別の周知・意向確認、「産後パパ育休（出生時育児休業）」等の男性の育休取得のための制度等について、あらゆる機会を捉えて周知。

改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知

○2024年5月31日に成立した改正育児・介護休業法の円滑な施行に向けて、あらゆる機会を捉えて周知。

- ・説明及び周知用資料の配布を行った回数 99回（2025年1月末）
- ・改正育児・介護休業法等に関する特別相談窓口の設置（2024年7月3日設置）

育児・介護休業法の履行確保

- 育児・介護休業法に基づく報告徴収の実施。
- 大企業（1000人超）の男性育休取得率の公表率 100%（28社/28社）
- 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案等を把握、または相談が寄せられた場合は、事業主に対する報告徴収・是正指導等を実施。

くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業状況(2025年1月末現在)

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)	前年度比
くるみん	39社	44社	+5社
くるみんプラス	1社	1社	+0社
プラチナくるみん	8社	9社	+1社
プラチナくるみん プラス	0社	3社	+3社



プラチナくるみん



くるみん



プラチナくるみん



トライくるみん



(1) 女性活躍促進、男性育児休業取得促進、仕事と育児・介護の両立支援

◆マザーズコーナーをはじめとしたハローワークにおける就職支援の強化

2024年度の実績

○子育て中の女性等を対象とした専門窓口として、ハローワーク宇都宮・足利・大田原・小山に設置している「マザーズコーナー」を中心に、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施。

○県内の市町や地域の子育て支援拠点、関係機関と連携したアウトリーチ型支援、また、労働局ホームページや各マザーズコーナー設置ハローワークにおけるSNSを活用した積極的な情報発信等の実施により、潜在的求職者の掘り起こし等を実施。

○子育て中の女性等の就業希望が多い職種の求人や残業がなく土日祝日が休みの求人等の「仕事と子育てが両立しやすい求人」の積極的確保の実施。

【事業目標の進捗状況】

	2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
重点支援対象者の就職率	94.6%	96.1%
重点支援対象者数	812人	776人
子育てと仕事の両立がしやすい求人の確保件数	2,143人	2,308人



ハローワーク宇都宮(駅前プラザ)のマザーズコーナー全体の様子

栃木県内の各種指標に見る現状⑨

高齢者・障害者・外国人等に係る指標

【高齢者雇用に係る指標】

70歳までの就業確保措置の実施状況
(各年6月1日現在高齢者雇用状況等報告による)

	2022年度	2023年度	2024年度
栃木局(21人以上)	1,013/3,291 (30.8%)	1,110/3,343 (33.2%)	1,194/3,389 (35.2%)
茨城局(21人以上)	1,356/4,138 (32.8%)	1,546/4,191 (36.9%)	1,601/4,258 (37.6%)
群馬局(21人以上)	1,263/4,063 (31.1%)	1,283/4,036 (31.8%)	1,386/4,072 (34.0%)
全国計(21人以上)	65,782/235,875 (27.9%)	70,443/237,006 (29.7%)	75,643/237,052 (31.9%)

【外国人雇用に係る指標】

外国人労働者数(各年10月末)

	2022年度	2023年度	2024年度	対前年増加率 (2024年度)
栃木局	29,826	32,728	35,569	8.7%
全国	1,822,725	2,048,675	2,302,587	12.4%

【障害者雇用に係る指標】

障害者実雇用率

	2022年度	2023年度	2024年度
栃木局	2.38%	2.39%	2.48%
茨城局	2.20%	2.32%	2.33%
群馬局	2.21%	2.28%	2.35%
全国平均	2.25%	2.33%	2.41%

※法定雇用率・・・2022年度及び2023年度：2.3% 2024年度：2.5%

障害者雇用数

	2022年度	2023年度	2024年度
栃木局	5,515.5人	5,550.0人	5,881.5人
茨城局	6,385.5人	6,517.5人	6,715.0人
群馬局	6,313.0人	6,511.0人	6,953.0人
全国計	613,958.0人	642,178.0人	677,461.5人

※各年6月1日現在障害者雇用状況報告による。

【参考：就業者数に係る指標】(2020年総務省国勢調査より)

就業者数(2020年)

栃木県	茨城県	群馬県	全国
101.1万人	147.8万人	100.8万人	6,546.8万人

※就業者とは、主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事及び休業者の合計をいう。

(2) 多様な人材の就労・社会参加の促進

◆障害者の就労促進①

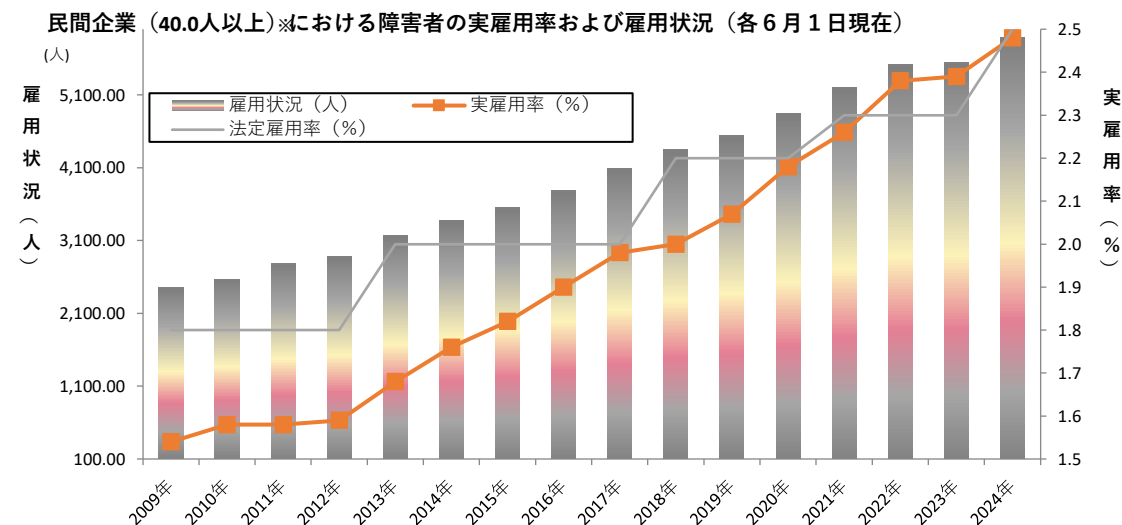
2024年度における取組

●障害者の円滑な雇入れに向けた支援の実施

2024年4月からの法定雇用率2.5%への引き上げ、2025年4月からの法定雇用率を計算する際の除外率一律10%引き下げ、さらに2026年7月の法定雇用率2.7%への引き上げの3点の大きな改正を見据え、報告対象と予想される全企業の雇用率推移を計るシミュレーションを行った。

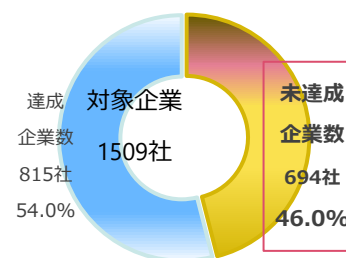
このシミュレーションを基礎データとして、ハローワーク担当官と共有し、企業の障害者雇用が促進されるよう積極的な雇用指導を実施した。

ハローワークと関係機関が連携した「**企業向けチーム支援**」による重点的な支援に努めた。

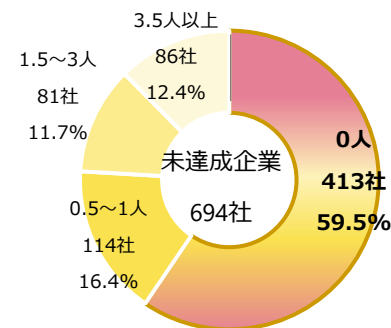


▶「令和6年度 障害者雇用状況の集計結果」令和6年12月20日公表

障害者法定雇用率の達成状況



障害者雇用数の内訳



栃木県で働く障害者の数は、2024年6月1日現在で5,881.5人と21年連続で過去最高を更新、実雇用率も2.48%（全国26位）と前年を上回った。

しかし、民間企業の実雇用率は法定雇用率を0.02%下回っており、特に報告対象企業1509社のうち413社は、1人も障害者を雇用していない、いわゆる「0人雇用企業」であった。

法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上がったことに伴い、2024年度の雇用調査対象企業規模が、常用雇用者数43.5人以上から40.0人以上に引き下がったことで、対象企業が前年より128社増加、0人雇用企業も60社増加となった。

(2) 多様な人材の就労・社会参加の促進

◆障害者の就労促進②

2024年度における取組

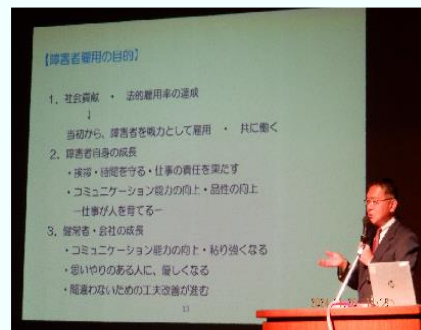
●障害者の新規雇入れ等に向けた企業への多様な支援の実施

○2024年4月1日から始まった障害者雇用相談援助事業の認定を行った。

障害者雇用相談援助事業 栃木第1号として ハイコーパック株式会社を認定

障害者雇用の実務に関してノウハウのある事業者として、栃木県芳賀町のハイコーパック株式会社を2024年4月1日に障害者雇用相談援助事業認定事業者に認定した。

2024年度は労働局主催各種セミナー等の講師のほか、高齢・障害・求職者支援機構主催の障害者雇用事業主支援ワークショップに参加いただき、労働局の障害者就職支援コーディネーターと共に参加企業からの相談対応などに積極的に活動いただいた。



▶「令和6年度 雇用管理改善セミナー」令和6年11月26日

○企業向けチーム支援を実施した。

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携強化を行い、下記の支援フロー図の支援内容を実施した。

特に、障害者雇用状況報告対象企業への積極的なアプローチにより対象企業への就職率が初めて28.2%（令和7年1月末現在）まで上昇した。

支援フロー

準備段階

- ・職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や特別支援学校の見学

採用活動

- ・企業向けセミナー
- ・業務の切り出し支援
- ・求人受理

採用後

- ・各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援

○栃木版「精神・発達等しごとサポーター養成講座」の実施

精神障害者、発達障害者、だけではなく難病患者等も含めた多様な障害特性に対応した就労支援として、「障害者しごとサポーター養成講座」を22回、延べ376人へ実施（令和7年1月末現在）。

企業のニーズに合わせ講座内容にカスタマイズし、集合講座や企業へ出張する出前講座を開催した。

(2) 多様な人材の就労・社会参加の促進

◆高齢者の就労・社会参加の促進

2024年度の現状

●70歳までの就業機会確保等に向けた事業主支援

- ・高齢者の就労・社会参加の促進として、高齢者が活躍できる環境整備を図るため、事業主に対し、70歳までの就業機会確保（努力義務）を周知した。
- ・高年齢者就業確保措置の実施及びその運用に関する指針等の周知のため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携して、364事業所を訪問（2025年1月末時点）し、65歳を超える継続雇用延長や地域における多様な就業機会確保を促進した。

●ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

- ・ハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、高齢者の多様なニーズを踏まえ、担当者制の実施によりマッチングを強化し、就労支援を図っている。

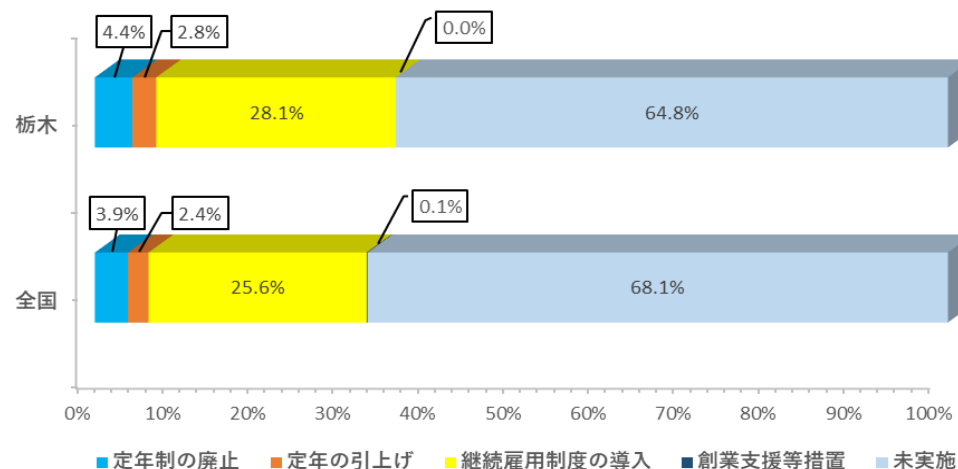
【生涯現役支援窓口】



生涯現役支援窓口の65歳以上の就職率

2023年度 (1月末現在)	2024年度 (1月末現在)
87.5%	92.8%

70歳までの就業確保措置の実施状況（2024年6月）



(2) 多様な人材の就労・社会参加の促進

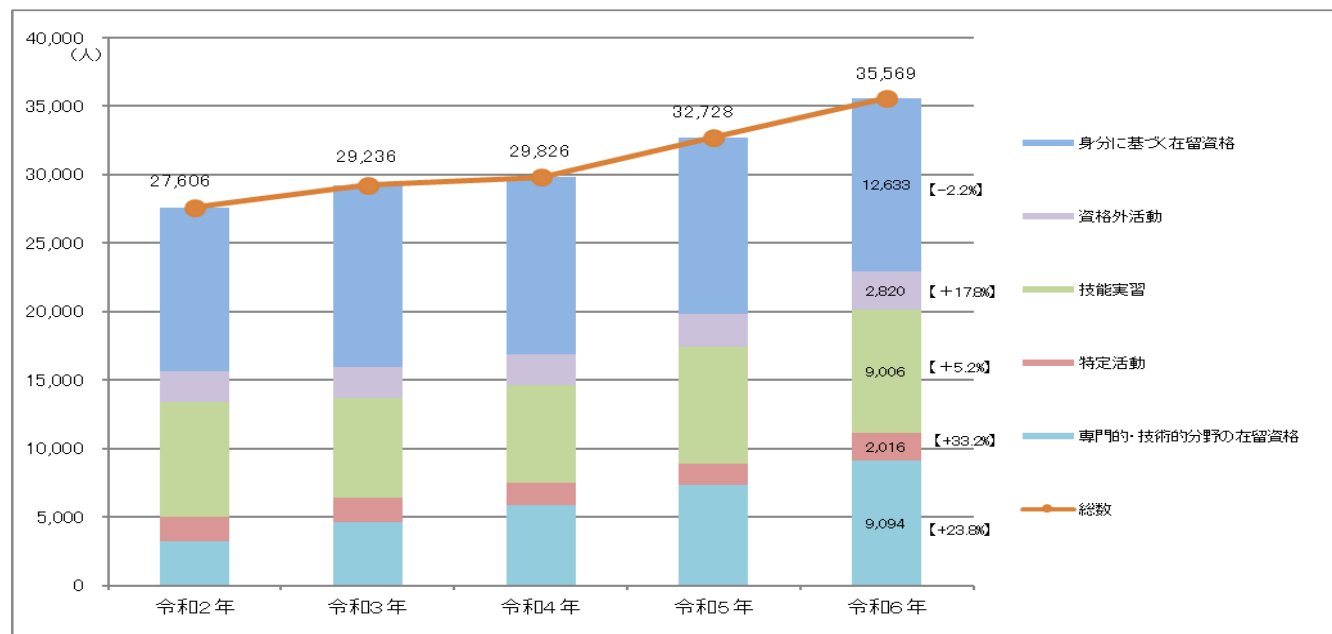
◆外国人に対する雇用管理・労働条件確保

2024年度の現状

外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

○栃木県における外国人労働者数は、2024年10月末現在35,569人で過去最高を更新し、今後も増加する見込み。また、2019年に新設された在留資格「特定技能」についても、2024年10月末現在3,618人で2023年同日の2,574人から大幅に増加した。

○増加する外国人材の就労を促進し、労働関係法令遵守や人権侵害の防止等、外国人雇用管理指針の周知啓発を図ることを目的に関係機関と連携の下、事業主に対し、6月28日に外国人雇用管理セミナーを実施した。
(161事業所、200人参加)



【外国人雇用管理セミナー】



(3) フリーランスの就業環境整備

フリーランスの就業環境整備

2024年度の実績

○フリーランス法の施行と周知状況

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増加。こうした中で、フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）」が2024年11月1日に施行。

労働局、各地の労働基準監督署、公共職業安定所、その他地方公共団体、経済団体等が実施する説明会等、あらゆる機会をとらえてフリーランス法の周知を実施。

フリーランス法の周知状況

フリーランス法に関する説明及び周知用資料の
配布を行った回数

170件
(2025年1月末)

○フリーランス法の履行確保

フリーランスとの取引実績のある「建設業」「サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」の発注事業者を重点的に同法に基づく報告徴収を実施し、必要な助言を実施。

